

緊急事態宣言に基づく臨時休業の実施について

株式会社 藤岡モータースクール

平素より藤岡モータースクールの運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府より発令された新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大され、群馬県知事より緊急事態措置として、県内の教習所に対し、施設の使用停止または催物の開催の停止の要請及び停止の協力依頼が発令されました。

当教習所につきましては、協力依頼の該当となりますが、お客様及び職員の安全と健康の確保、新型コロナウイルスの感染拡大防止を考え、下記の通り臨時休業を実施することといたしました。

教習生及び各種講習受講者、その他来所される皆様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

休業期間 令和2年4月20日(月)～令和2年5月6日(水)まで

- ※ 休業期間中のご予約は、全てキャンセルとさせていただきます。
- ※ 教習期限等につきましては、法令に基づく対応となります。
- ※ お電話でのお問い合わせは9時～15時(土・日、祝祭日を除く)で対応いたします。
- ※ 最新情報につきましては、随時ホームページにてお知らせいたします。

なお、営業再開につきましては、今後の情勢等により変更になる場合もございます。詳細につきましては、ホームページにてお知らせいたします。

各種期限の対応について

教習生の皆様

教習、検定、証明書、仮免許証の期限は、教習所が休業した日数がそのまま加算されます。(※仮免許証は申請が必要になります)

高齢者講習を受講される皆様

運転免許証の有効期限が令和2年7月31日までの方は、有効期限内に群馬県総合交通センターにご連絡いただき、有効期限の延長措置を行って下さい。

総合交通センター TEL027-253-9300